

厚生労働省発雇均 0604 第 1 号

令和 6 年 6 月 4 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（家内労働法施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（家内労働法施行規則の一部改正関係）

第一 家内労働法施行規則の一部改正

一 都道府県労働局長が一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して当該家内労働者及びその補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告するため都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、当該都道府県労働局長は、その勧告の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとすること。

二 都道府県労働局長が最低工賃の決定に係る地方労働審議会の意見の提出があつたときにその意見の要旨を公示するため都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、当該都道府県労働局長は、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

三 地方労働審議会が最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定に係る調査審議を行う場合であつて関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときに、当該事案の要旨並びに意見を述べよう

とする関係家内労働者及び関係委託者が一定の期日までに当該地方労働審議会に意見書を提出すべき旨を公示するため都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、都道府県労働局長は、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。